**平成２８年（フ）第１５３０号**
愛知県あま市甚目寺稲荷158番地１
債務者　亀山　恒昭
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４６３号**
北九州市小倉北区浅野２丁目10番13―304号
債務者　山澤　厚子
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第５１４号**
北九州市小倉南区長行西５丁目13番４号
債務者　西　文章子
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第５３７号**
北九州市小倉北区片野新町１丁目14番９―104号
債務者　日野　清晴
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第６２９号**
北九州市小倉北区朝日ケ丘１番７号（ＭＯＯＮ朝日ケ丘Ｂ棟107号）
債務者　濱田　　宏
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第６３３号**
福岡県中間市大字垣生1233番地２ヴィラナリー中間６号棟103号
債務者　蓑田　文男
１　決定年月日時　平成28年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第２５０号**
函館市花園町35番１―105号
債務者　鈴木　　淳
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第２５９号**
函館市桔梗町59番地265
債務者　渡邊　記久
１　決定年月日時　平成28年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第３１８号**
静岡県沼津市大塚664番地　ルピナス205
債務者　室野富士男
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３４３号**
静岡県伊豆の国市奈古谷2213番地の527
債務者　松村　秀人
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３５１号**
静岡県伊豆の国市南條613番地　石橋ハイツ102号
債務者　小玉みゆき
１　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第２２４２号**
横浜市西区南軽井沢15番地20　関口ビル２Ｆ
債務者　猪狩惠美子（旧姓古橋）
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２２４９号**
横浜市中区本牧町１丁目261番地８　マルト十番館101号室
債務者　石塚　輝夫
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２０８５号**
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目47番１―321号
債務者　花田　　恵
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２２３６号**
神奈川県大和市中央５丁目11番29号　柳ハイツ201号
債務者　永倉　　晃
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２２５６号**
横浜市栄区桂町74番地17　サンパレス本郷台102号
債務者　鈴木　　直
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２２６１号**
神奈川県藤沢市湘南台７丁目52番地の１　ニューコーポ藤Ｂ―205
債務者　加藤　由衣
１　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部